

# 公益社団法人北海道農産基金協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 協会は、北海道農業において重要な地位を占める豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、野菜及び果実（以下「青果物」という。）、その他農産物につき、その生産、価格及び経営の安定のための事業を行い、もって農業の健全な発展と国民食生活の改善に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豆類の価格の安定を図るために必要な措置を講ずること
- (2) 豆類の供給の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること
- (3) 馬鈴しょでん粉の供給の安定を図るために必要な措置を講ずること
- (4) 馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産の安定、流通の円滑化及び消費の啓発を図ること
- (5) 野菜の価格安定及び安定出荷に関する補給金の交付等
- (6) 青果物の需給調整・消費者への情報提供等に関する交付金の交付等
- (7) 果実生産の経営改善・生産振興に関する支援対策の実施
- (8) 前各号に規定する事項に関する調査及び研究を行うこと
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (協会の構成員)

第5条 協会は、協会の事業に賛同する団体であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物の生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物に関する生産振興、流通の円滑化、消費の拡大、学術の振興、食育の推進等を目的とする法人又は団体
  - (4) 豆類、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉、青果物、その他の農産物の集出荷の業務を行う者（第1号に該当する者を除く。）がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている法人又は団体
  - (5) その他協会の目的に賛同する法人又は団体

### (会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (会 費)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、理事会において別に定める要件を満たす会員の会費は、これを減免することができる。

- 2 前項に定める会費は、全額を管理費に充てるものとする。

### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1団体につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面議決による議決権の行使)

第18条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された会員2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。また、2名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 4 専務理事および常務理事は、理事長・副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行し、理事長および副理事長に事故あるときまたは欠けたときは、その業務を代行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、協会の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### (役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 指定として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任理由を、解任後最初に召集される総会に報告するものとする。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額の範囲内で、総会において定める額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(損害賠償責任の免除)

第30条 協会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更および廃止
  - (3) この協会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長、専務理事および常務理事の選定ならびに解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任および解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、副理事長が招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、理事および監事に対し、理事会の目的である事項ならびに日時及び場所を記載した書面により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事全員の同意があるときは、理事会の招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事、監事または会計監査人が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業計画等の備え置き)

第41条 前条の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するま

での間備え置くものとする。

(事業計画等の行政庁への提出)

第42条 第40条の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政  
庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次  
の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書  
類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけれ  
ばならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類を通常総会に提出し、第1号および第2号の書  
類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類について  
は、承認を受けなければならない。

(事業報告等の備え置き)

第44条 協会は、主たる事務所に定款および会員名簿を備え置くとともに、前  
条第1項の書類のほか、次の書類を5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告書
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち  
重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿および書類

(事業報告等の行政庁への提出)

第45条 協会は、前条の書類を毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出  
しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第47条 協会は、剰余金の配分を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第49条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第53条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て決める。

### 附 則

1 この定款は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この定款は、令和4年6月22日から施行する。

### 附 則

1 この定款は、令和6年6月19日から施行する。

2 第22条の規定は、令和7年6月の役員改選のときから適用する。